

保護者の皆様へ

障害のある子どもたちのよりよい就学先を求めて

京都市の就学相談

子どもたち一人一人の
教育的ニーズを踏まえた
教育の実現

子どもや保護者の願い

教育、医療関係者等の
意見に基づく子どもたち
一人一人の教育的ニーズ

京都市では、障害のある子どもたち一人一人が、将来自立し社会参加していくことを目指して、その可能性を最大限に伸ばすための教育と支援のあり方、また、そのための就学先を、保護者とともに考え、決定しています。

このパンフレットは、お子様の就学に向けた相談を進めるにあたってご参考にしていただくために作成したものです。京都市の就学相談制度や京都市における障害のある子どもの教育の概要をまとめているので、是非ご活用ください。

京都市立総合支援学校及び小・中学校育成学級等

対象の子ども	特別支援学校（設置学部）	小中学校 特別支援学級・通級指導教室
発達の遅れ、肢体不自由等の障害のある子ども	※1 北・東・西・呉竹総合支援学校(小中高) 白河・東山・鳴滝総合支援学校職業学科(高)	小・中学校育成学級(発達・情緒・肢体)
障害や病気等で病院等に入院中の子ども	※2 鳴滝総合支援学校普通科[宇多野病院](小中高) 桃陽総合支援学校[桃陽病院](小中)	
障害や病気等で本表下の※2以外の病院に入院中、または自宅療養中で通学困難な子ども	総合支援学校の訪問教育(小中高)	
病気で特別な配慮が必要な子ども		小・中学校育成学級(病弱)
※3 視覚に障害のある子ども		小・中学校育成学級(視覚) 小学校弱視通級指導教室
※3 聴覚に障害のある子ども		二条城北小・九条弘道小・二条中学校育成学級(難聴) 小学校ことばときこえの教室(通級指導教室)
言語に障害のある子ども		小学校ことばときこえの教室(通級指導教室)
LD等の発達障害のある子ども		小・中学校LD等通級指導教室

※1 北・東・西・呉竹総合支援学校は、地域制であり居住地域によって就学していただく学校が決まります。

詳しくは京都市教育委員会のホームページをご覧ください。

※2 聖ヨゼフ医療福祉センターには北総合支援学校紅梅分教室を、京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院、京都医療センター、京都第二赤十字病院、京都市立病院には桃陽総合支援学校の分教室を設置しています。

※3 京都府立盲学校(幼小中高)・聾学校(幼小中高)があります。詳しくは京都府教育委員会にお問合せください。

京都市立総合支援学校及び京都府立盲学校・聾学校(特別支援学校)

●北・東・西・呉竹総合支援学校(普通科:小・中・高等部)

●京都市では、全国に先駆けて、平成16年度に障害種別を越えた地域制の総合支援学校に再編。この4校は、発達の遅れ、または肢体に障害のある子どもが通い、市内を4つの地域に分けて通学区域を設定している地域制の学校です。通学が困難な子どものためにスクールバスを運行しています。

●子どもたち一人一人のニーズに応じて「個別の包括支援プラン」(総合支援学校で作成する「※個別の指導計画」)を保護者とともに作成し、小・中・高等部が連携して計画的・継続的・組織的な教育を進めています。

※個々のニーズに応じた学習活動を展開するための指導の基本となる計画で、子ども・保護者の願いの実現に向けて保護者とともに作成しています。

北総合支援学校については、令和6年4月に中央分校を開校予定です。
詳しくは京都市教育委員会のホームページをご覧ください。

●白河・東山・鳴滝総合支援学校(職業学科:高等部)

●発達の遅れ、または肢体に障害がある子どもで、就職を希望する生徒の通う高等部職業学科を設置する学校です。

●自主通学が可能な生徒が通っています。

●一人一人のニーズに応じた「キャリアプラン」を保護者とともに作成し、学校の授業と企業等での現場実習(3年間で約30週)を組み合わせた「デュアルシステム」によるキャリア教育を進め、卒業後の企業就労を目指しています。

● 鳴滝・桃陽総合支援学校(普通科:鳴滝は小・中・高等部、桃陽は小・中学部)

- 鳴滝は宇多野病院に、桃陽は京都市桃陽病院に併設し、各病院に入院中の子どもの教育を行っています。
- 京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院、京都医療センター、京都第二赤十字病院、京都市立病院内の分教室での教育やその他病院等への訪問教育を行っています。

● 京都府立盲・聾学校(幼・小・中・高等部)

- 少人数の学級を編制し、盲学校は視覚障害、聾学校は聴覚障害のある子どもの教育を進めています。
- 障害の状態等に合わせた教育課程を編成し、「個別の指導計画」に基づいて、教科等の学習のほか、「自立活動」の指導を行っています。

育成学級(特別支援学級)

● 発達・情緒・肢体・病弱・視覚育成学級

- 対象の子どもが1名であっても居住地の小中学校に学級を設置しています。
- 子どもたち一人一人の障害や発達の状態、特性等に合わせた教育課程を編成し、「個別の指導計画」に基づいた指導を行っています。

● 難聴学級

- 聴覚障害のある子どもたちが在籍する学級で、二条城北小学校、九条弘道小学校と二条中学校に設置しています。
- 子どもたち一人一人の聴覚障害の状態等に合わせた教育課程を編成し、「個別の指導計画」に基づいて、教科等の学習のほか、聴能訓練や言語訓練、補聴器の装用指導等を行っています。

通級による指導(通級指導教室)

● ことばときこえの教室

- 小学校の普通学級に在籍する言語や聴覚に障害のある子どもたちが、障害に応じた指導「自立活動」を受ける場として設置しています。
- 言語障害の場合は、発音を正しくするための指導や話し方を滑らかにするための指導を、聴覚障害の場合は、補聴器のつけ方や聞き分け・聞き取りの個別指導や、言語概念や語彙を広げる個別指導等を行っています。
- 設置校以外の学校に在籍する子どもが指導を受けるには、設置校に通っていただくことが必要になります。

● 弱視通級指導教室

- 小学校の普通学級に在籍する弱視の子どもたちが、障害に応じた指導「自立活動」を受ける場として設置しています。
- 対象となる子どもの在籍校に担当教員が出向き、見えにくさからくる学習上のつまづきを補う個別指導等を行います。

● LD等通級指導教室

- 小中学校の普通学級に在籍するLD等の発達障害のある子どもたちが、学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導「自立活動」を受ける場として設置しています。
- ソーシャルスキルやコミュニケーション能力を育てる指導等を、個別又はグループで行います。
- 設置校以外の学校には設置校の担当教員が出向いて指導を行います。

就学相談



Q1 就学に向けて、いつ頃からどこに相談したらよいですか？

A1 特に期間に定めはありませんが、まずはお早めにお住まいの地域の小学校にご相談ください。

Q2 市立学校以外の学校への就学を希望する場合は、どうすればよいですか？

A2 京都府立盲学校・聾学校や京都教育大学附属特別支援学校・同附属京都小中学校特別支援学級等の就学を希望される場合も、まずはお住まいの地域の小学校にご相談ください。

Q3 総合支援学校や小学校の育成学級・通級指導教室での学習を考えているのですが、具体的にお話を聞く機会がありますか？

A3 就学説明会を6～7月に開催いたします。詳しくは開催前に市内保育所・幼稚園等の就学前施設に配布する案内チラシや京都市教育委員会のホームページ等をご覧ください。また、総合支援学校の見学を希望される場合は各「育(はぐくみ)支援センター」に、育成学級の見学を希望される場合は地域の小学校に直接ご相談ください。
※「育(はぐくみ)支援センター」の電話番号は本パンフレットの「京都市内の相談機関」の頁をご覧ください。

Q4 就学相談の結果と保護者が希望する就学先が異なる場合はどうなりますか？

A4 就学相談では、お子様のこれまでの家庭や就学前施設での様子、教育相談の窓口である小学校長の意見や、発達検査、医師検診、保護者面談の結果なども含めて総合的に検討し、よりよい就学先を判断しています。
その判断をもとに、改めて小学校長と保護者と相談していただいたうえで、最終的に就学先を決定します。

Q5 小学校に入学後、総合支援学校等に転校することはできますか？ また、小学校の普通学級に入級した後、育成学級に移ること(転級)はできますか？ その逆はどうですか？

A5 転校や転級は可能です。ただし、そのことがお子様の教育を進める上でよりよいことなのかを慎重に検討することが必要です。十分に在籍校等と相談してください。
なお、年度途中の転校は、指導の継続性が失われることなどから、転居など特段の事情がある場合のみとなります。

京都市の就学相談について

●障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育

京都市では、総合支援学校、小・中学校育成学級、小・中学校の普通学級に在籍しながら指導を受ける通級指導教室を設置し、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じて、きめ細かな教育を進めています。

※京都市では、特別支援学校を「総合支援学校」、特別支援学級を「育成学級」と呼んでいます。

●就学にあたっての相談は地域の小学校へ

お子様の就学に関する相談は、お住まいの地域の小学校の校長(中学生の場合は中学校の校長)を通じて進めます。お子様の教育的ニーズに応じた就学先について、保護者と地域の小学校の校長が十分話し合いながら一緒に考えていきます。

●就学支援委員会による審議

障害のある子どもたち一人一人に最も合った就学先を専門的な観点から検討するため、医師や学識経験者等による「京都市就学支援委員会」を設置しています。障害のある子どもの就学先については、この就学支援委員会の審議結果を基に、ご本人や保護者の希望、地域の学校の校長の意見などを踏まえて決定していきます。

学校での相談から就学先決定までの流れ

お住いの地域の小学校での相談

お住いの地域の小学校の校長と、お子様の障害や発達の状態、特性及びそれに基づく教育的ニーズを共通確認し、就学先について相談していただきます(普通学級への入級で意見が一致した場合は通常の就学手続を行ってください)。

小学校の校長から教育委員会に「就学審議」の申出を行う。

〔 障害の状態が明らかである場合 〕

〔 障害の状態が明らかでない・
総合支援学校を希望している等の場合 〕

京都市総合教育センターや総合支援学校に
保護者・本人が来所 ⇒ 必要に応じて、発達
検査・医師検診・保護者面談等を実施

京都市就学支援委員会が就学先を審議

教育委員会から小学校の校長に「就学審議」の内容を通知

「就学審議」の内容を受けて、保護者と小学校の校長が就学先について相談 → 就学先の決定

就学(転校・転級)に向けての諸手続き

※中学生の場合は、相談先は地域の中学校です。

